

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第16号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年寒川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則中「傷病手当金の支給を始める日」を「新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。